

まちの子育てひろば支援事業実施要領

(趣旨)

- 1 この事業は、宝塚市内で活動している親子育てグループ及び親子サークルなどに、おもちゃ及び絵本を貸し出すことによって、グループ及びサークルの充実した活動を支援することを目的とする。

(貸出を受けられるもの)

- 2 対象者は、以下のいずれかの要件を満たすものとする。ただし、営利、宗教及び政治的な活動を目的とする団体は対象から除く。
 - (1) 兵庫県まちの子育てひろば事業に登録しているもので、保育所(園)、幼稚園及び児童館以外であるもの。
 - (2) 前号以外で団体の構成が4人以上で、その代表者が市内に在住しているもの。
 - (3) その他、市長が特に必要であると認めるもの。

(貸出)

- 3 遊具等の貸出を利用しようとするものは、貸出申込書に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

なお、貸出については次のとおりとする。

 - (1) 貸出を希望する月の2ヶ月前の1日から予約可能とする。
 - (2) 貸出期間は、貸し出した日の翌日から4週間以内とする。ただし、市長が特に必要であると認めるときは、この限りではない。
 - (3) 貸出が可能な日時は、月曜日から金曜日(毎月第1火曜日及び第3火曜日並びに祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の9時から17時までとする。

(貸出数量)

- 4 同時に貸出をすることが出来る遊具等の量は、下記のとおりとする。
 - (1) 大型絵本は、5冊以内
 - (2) 遊具及び備品は、10セット以内

(転貸の禁止)

- 5 遊具等の貸出を受けたものは、それを転貸してはならない。

(返却)

- 6 返却については、次のとおりとする。
 - (1) 返却が可能な日時は、月曜日から金曜日(毎月第1火曜日及び第3火曜日並びに祝日法に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の9時から17時までとする。
 - (2) 利用者は職員と、返却する遊具等の亡失、汚損の有無を確認する。

(損害賠償)

- 7 利用者は、故意又は過失により貸出物を汚損又は紛失した時は、これを原状に復し、又は現物をもって損害を賠償しなければならない。

付 則

(施行期日)

この要領は、平成22年8月23日から施行する。

(施行期日)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年10月20日から施行する。